

GYODA

7

Jul.2017

No.853

市報ぎょうだ CITY PUBLIC RELATIONS



特集

認知症予防のススメ

~いつまでも笑顔で暮らすために~ P.2

認知症予防のススメ

～いつまでも笑顔で暮らすために～



我が国の認知症高齢者の数は、2012年で462万人と推計されており、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。

住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、正しい知識を持って予防に役立てましょう。

正しい知識を持つことが大切

病気などの要因によって脳細胞が壊れたり、脳の働きが衰えたりすることで、生活に支障をきたす症状がおよそ6カ月以上出ている状態を認知症といいます。

加齢による物忘れは、例えば食事の内容が思い出せないことなどが挙げられますが、認知症による記憶障害は、食事をしたこと自体を忘れてしまうなど、症状が異なります。健康に自信があっても自分自身や大切な家族が認知症になる可能性もあります。そんなとき、認知症だからといって付き合ひ方を変える必要は基本的にはありませんが、認知症への正しい理解に基づく対応が求められます。急がせたり、驚かせたりすることは、その人の自尊心を傷つけてしまうことにもつながります。正しい知識を持つことで、認知症の方やその家族のサポートをしていくことが必要です。

認知症サポーター養成講座受講者にインタビュー



高橋栄美さん (佐間)

介護施設に勤めた経験からもっと認知症の方やその家族の役に立ちたいと思い、講座を受講しました。受講をきっかけに現在働いているアロマセラピストの仕事を知識を生かし、オレンジカフェでマッサージのボランティアをしています。認知症は人ごとと思わず、自分のこととして正しい知識を学ぶことで支援のための一歩を踏み出すことができます。多くの方にサポーターになってもらい、互いに支え合える社会になってほしいです。

オレンジカフェと認知症に関わる方

(本人・家族・支援者)の集い

オレンジカフェとは、認知症の方や家族、地域の方、医療介護の専門職、ボランティアなどなたでも気軽に参加できる集いの場です。お茶を飲みながら情報交換や当事者同士の交流、レクリエーション、専門職への相談などができます。

市では、今年度市内4カ所の事業者へオレンジカフェの運営を委託します。事業所ごとに開催日時が異なるため、各事業所へ問い合わせください。

オレンジカフェ開催場所一覧

| 事業所名 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|-------------------------|----------|
| 特別養護老人ホーム 緑風苑 | 須加1529 | 557-3115 |
| 地域包括支援センター ふうみいゆ | 下須戸65-1 | 558-0088 |
| GENKI NEXT 行田城西 | 城西2-7-39 パークフロント A102号室 | 594-9854 |
| ミキ薬局 埼玉行田店 | 佐間1-27-3 | 555-3191 |

認知症を予防しましょう

認知症になる原因として、高血圧や糖尿病に代表される「生活習慣病」が脳血管障

害などを引き起こし、アルツハイマー病の発症の可能性を高めると考えられています。

バランスの良い食事

1日3食規則正しく、塩分を控えてバランスよく適量をとります。よく噛んで食べることで頭部全体の血流も良くなり、認知症予防や活動性の向上につながります。

身体活動

運動習慣がある人は、ない人に比べて、アルツハイマー型認知症の発症がより少ないことが分かっています。小まめに動き、週2回程度30分以上の有酸素運動(ウォーキングや軽スポーツなど)をしましょう。

知的活動(脳への刺激)

新聞を読む、家計簿をつける、トランプ

もしものときのために 知っておきたい 認知症の方や家族の方が利用できるサービス



認知症による徘徊行動が原因で所在不明になった高齢者の早期発見と事故防止を図り、家族の負担を軽減するための事業を行っています。

徘徊高齢者等早期発見シール事業

高齢者福祉課で緊急連絡先などの必要事項を登録し、反射シールを交付します。登録された情報は、行田警察署と共有します。



反射シールを靴やつえに貼って外出

徘徊高齢者位置探索サービス事業

居場所を探索するための端末機器を貸与しています。*加入料金および付属品は無料、月々の基本料金や位置情報提供料金は自己負担

お問い合わせからSSS

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが市内に4カ所あります。健康のこと、介護のこと、家族のこと、財産管理のこと、近所の高齢者のことなどで困ったら、気軽に相談してください。(相談無料。個人情報守られます)

地域包括支援センター事業所一覧

| 名称 | 電話番号 | 担当地区 |
|------------------|----------|--------------|
| 地域包括支援センター 緑風苑 | 557-3611 | 北河原、須加、長野、佐間 |
| 地域包括支援センター まきば園 | 550-1777 | 行田、荒木、星宮、南河原 |
| 地域包括支援センター 社幸会 | 552-1123 | 太井、持田、下忍 |
| 地域包括支援センター ふうみいゆ | 558-0088 | 忍、太田、埼玉 |



認知症サポーターの証「オレンジリング」

高齢になっても安心して住み慣れた環境で生活できるよう、つながりあい、支え合うことのできる地域を作っていきます。

▼お問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

ふるさと納税に対する記念品の協力事業者を募集します

市では、ふるさと納税をした方へ特産品などの記念品を提供していますが、さらに記念品の拡充を図るため、米や野菜・果物・菓子・加工食品・衣料品や市内での体験などを記念品として提供していただける事業者を募集します。協力事業者として認定された場合には、商品の写真、事業者名などを市ホームページやふるさと納税インターネットサイト「ふるさとチョイス」に掲載しますので全国へPRすることができます。

▶記念品の条件

- 市内で生産、製造、加工、販売されているものや生産者表示が市内の住所になっているもの。または、「行田」や「行田を連想させる文字(忍城、古代蓮など)」がパッケージなどに入っているもの(複数の商品の詰め合せも可能)。
- 食料品については、寄付者に到着後、3～4日程度の消費期限が保証できること。

※条件に適合していても記念品として適当でないと判断した場合には、認定されないことがあります。

▶記念品の募集区分

目安として市場価格が以下の区分に相当する記念品を募集します(いずれも消費税、梱包料および送料込み)。

- 区分1 4,000円
- 区分2 8,000円
- 区分3 12,000円
- 区分4 20,000円
- 区分5 40,000円
- 区分6 60,000円
- 区分7 80,000円
- 区分8 120,000円
- 区分9 200,000円
- 区分10 400,000円



※必要と認める場合には新たに区分を設けることがありますのでご相談ください。

▶協力事業者のメリット

- 市ホームページ、ふるさとチョイス、チラシなどに記念品の画像や企業名が掲載されます。
- 記念品発送時に自社パンフレットなどを同封することにより、自社製品をPRすることができます。

▶応募方法

企画政策課で配布している応募書類(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、7月28日(金)までに記念品の写真または画像データを添付の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。提出後、委託事業者と商品登録の手続きが必要になります。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)



西山カツ枝氏(長野)

長年にわたる行政相談活動および行政相談委員制度の発展に努めた功績により、西山カツ枝さん(長野)が平成29年度行政相談委員関東管区行政評価局長表彰を受賞しました。

▼問い合わせ 地域づくり支援課
くらし安心担当(内線252)

行政相談委員の西山カツ枝さんが 関東管区行政評価局長表彰を受賞しました



第1回会議の様子

「市報ぎょうだ」6月号でお知らせしたとおり、本市が「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」として、日本遺産に認定されました。これを受けて、行田市の他、商工会議所や文化財保護審議会、構成文化財の所有者、鉄道事業者などから構成する「行田市日本遺産推進協議会」の第1回会議を5月30日に開催し、協議会が発足しました。

今後は、国の補助金などを有効に活用しながら、国内外への情報発信をはじめ、観光ガイド育成やモニターツアーの実施、構成資産の調査研究などを行い、官民協働で日本遺産を生かしたまちづくりを展開します。

▼問い合わせ 同協議会事務局(企画政策課内・内線311)

行田市日本遺産推進協議会が発足しました

市長の部屋

まちづくりと有利な財源の活用



工藤市長が本市の取り組みや現状などを分かりやすく紹介するコーナーが「市長の部屋」です。第8回のテーマは、「まちづくりと有利な財源の活用」についてです。まちづくりに取り組む上で財源の確保は最も大きな課題の一つです。「市報ぎょうだ」6月号の特集でも説明したとおり、日本遺産認定につながる市の事業の多くでも国の交付金などを活用してきました。ここでは、まちづくりを行う上で、いかに有利な財源を活用しているのかについてご紹介します。

国・県支出金

国や県から交付される財源で、使い道は特定の事業に限られます。対象となる事業では、積極的に申請して活用しています。

活用例：旧忍町信用組合店舗の移築改修、行田らしいまち並みづくりと賑わい創出事業、「足袋のまち行田」活性化推進協議会の活動など

合併特例債

南河原村との合併に当たり策定した新市建設計画に基づいて行う事業に使用できる地方債です。市債(いわゆる市の借金)ですが、元利償還金の70%が普通交付税として措置される非常に有利な財源です。

活用例：小中学校トイレ改修事業、忍・行田公民館整備事業、斎場改修事業など

寄附金(ふるさと納税)

本市に納入された「ふるさと納税」は、寄附者の意向に沿って、ふるさとづくり事業をはじめ、子育て・健康福祉、教育文化の事業など、本市のまちづくりに活用されています。

市長に就任時(平成19年)からこれまで、約106億円の市債を削減(特例地方債を除く)しつつ、国・県支出金など有利な財源を積極的に活用して多くの事業を展開してきました。これからも限られた財源を有効に活用しながら、「笑顔あふれる元気な行田」を目標に、まちづくりに取り組んでまいります。

▼問い合わせ

広報広聴課広報広聴担当(内線3108)
または財政課財政担当(内線3226)

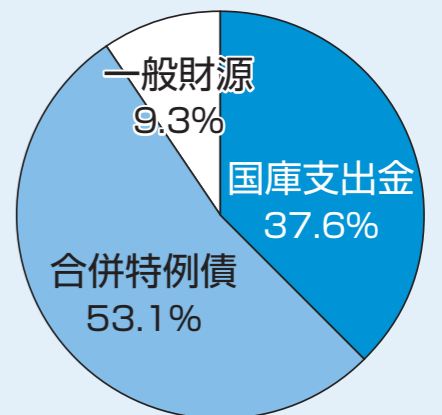
有利な財源の活用例

旧忍町信用組合店舗(日本遺産の構成文化財)の移築改修



【財源内訳】

(予算額：1億2,184万3千円)



市民活動講演会「My時間のつくりかた」 ～市民活動をもっと楽しむために～

身の回りをちょっと片付けるだけで気持ちの整理ができ、心と時間に余裕が生まれます。そんな自分の時間を市民活動に生かしてみませんか。

- ▶日時 7月22日(土)午前10時～11時30分
- ▶場所 VIVAぎょうだ2階学習室
- ▶講師 浅野博美さん(整理収納アドバイザー1級、北本市立中央図書館司書)
- ▶定員 30人
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 7月15日(土)までに直接または電話で市民活動サポートセンター※託児(定員あり)の申し込みは7月11日(木)まで
- ▶問い合わせ 同センター(コミュニティセンターみずしろ内)※開所時間は月・火・木～土曜日の午前9時～午後5時(コミュニティセンターみずしろの休館日および日曜日を除く) ☎598-8616

行田市情報公開・個人情報保護 運営審議会の委員を募集します

「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会」は、情報公開・個人情報保護制度の運営状況や重要事項の調査審議を行い、両制度の適正で円滑な運営を行うために設置されています。

そこで、市民の皆さんに市の情報公開・個人情報保護制度のあり方を検討していただくとともに、制度への意見を取り入れるため、次のとおり委員を募集します。

- ▶応募資格 次の要件を全て満たす方
 - ・市内在住・在勤・在学中、平成29年7月1日現在満18歳以上の方
 - ・情報公開・個人情報保護制度に関心があり、平日昼間に開催する会議に出席できる方
 - ・応募日現在、他の付属機関の委員になっていない方
 - ・市議会議員および市職員でない方
- ▶募集人数 1人
- ▶任期 2年(平成29年10月1日から)
- ▶応募方法 市政情報コーナーで配布している「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員応募用紙」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、7月26日(木)(必着)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市総務課【Eメール】somu@city.gyoda.lg.jp
- ▶選考方法 書類審査の上決定し、結果は応募者全員に通知します。
- ▶問い合わせ 同課文書管理担当(内線218)

「みずしろフェスタ2017」の参加団体 ・スタッフ・アイデアを募集します

趣味や団体の日ごろの活動成果をコミュニティセンターみずしろから発信してみませんか。一緒に盛り上げていただけるスタッフの他、楽しい企画アイデアも同時に募集します。

- ▶日時 11月11日(土)・12日(日) 午前11時～午後4時(展示などは午前9時～午後9時30分※12日は午後4時まで)
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ
- ▶募集 活動紹介、活動発表、体験講座、展示ブース、ステージ、活動紹介コーナー、フリーマーケット、飲食など
- ▶主催 みずしろフェスタ実行委員会
- ▶申し込み 地域づくり支援課、市民活動サポートセンター(コミュニティセンターみずしろ内)、各公民館などで配布している参加申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、8月31日(木)(必着)までに、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。※企画アイデアは、みずしろフェスタ実行委員会事務局に持参してください(様式自由)。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸5-10 みずしろフェスタ実行委員会事務局(市民活動サポートセンター)【FAX】598-8616【Eメール】gyodashi-saposen@bz04.plala.or.jp
- ▶問い合わせ 同実行委員会事務局(市民活動サポートセンター内) ☎598-8616

7月は青少年の非行・被害防止 全国強調月間です

刑法犯で検挙された青少年の数は13年連続で減少しているものの、再犯者率は40パーセントを超え、少年による凶悪事件も発生しています。また、スマートフォンをはじめとする新たな機器・サービスが急速に浸透し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、コミュニティサイトの利用に起因する児童買春などの被害に遭う子供たちの数も増加しているなど、青少年の非行および被害の両面において予断を許さない状況となっています。

内閣府では毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、青少年の非行・被害防止への対応の強化を図ってきました。そして、今年度は特に子どもの性被害防止に重点を置いた取り組みを実施することにしました。関係機関や団体、市民の皆さん一人一人が常に青少年の育成に関心を持ち、一体となって青少年の非行・被害防止と健全育成に取り組みましょう。

- ▶問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

平成29年度慰霊巡拝

厚生労働省では、戦没者を慰霊するため、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上で、遺族を主体とした慰霊巡拝を実施しています。

- ▶実施地域 硫黄島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島など
- ▶申し込み対象 慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者(再婚した方を除く)、子、父母、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、おひい・おひい孫
- ▶費用 参加者負担(ただし、国から所要額のおおむね3分の1の補助あり)
- ▶申し込み・問い合わせ 県社会福祉課援護恩給担当 ☎048-830-3277

ご参加ください 「市政懇談会」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- ▶開催日時・場所
 - 【須加】7月20日(木)午後7時～8時30分・須加公民館
 - 【荒木】8月10日(木)午後7時～8時30分・荒木公民館
- ▶対象 該当地区に住んでいる方
- ▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
- ▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)



平和について考えませんか

平和展

戦争は、一度にたくさんの命を奪う恐ろしいものです。戦争の悲惨さと平和の大切さを改めて考える機会として、県内や広島・長崎などで撮影された戦時中の写真などを展示する写真展を開催します。ぜひ足を運んでみてください。

- ▶日時 ①8月3日(木)～8日(火)午前9時～午後9時30分
②8月9日(水)～18日(金)
- ▶場所 ①コミュニティセンターみずしろ1階ギャラリー
②市役所内通路
- ▶入場料 無料

平和について考える講演会と楽器づくり

最初に、平和の音楽を奏でられるいろいろな楽器をペットボトルで作ります。その後、「原爆の歴史から現在の核兵器」をテーマとした講演会を実施します。講師は、核や平和について研究している長崎大学の学生です。ぜひ、この機会に平和の大切さについて考えてみませんか。

- ▶日時 8月4日(金)午後1時30分～3時30分
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ1階ギャラリー
- ▶定員 30人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶タイムスケジュール
 - 午後1時:受け付け開始
 - 1時30分:楽器づくり&みんなで演奏しよう
 - 2時30分:講演会
- ▶その他 事前申し込みのない方は楽器づくりのみの参加は原則できません。講演会のみ参加は可能です。
- ▶申し込み 7月28日(金)までに電話で地域づくり支援課協働推進担当 ※氏名、学年(年齢)、住所、電話番号を明記の上、FAXでの申し込みも可。【FAX】556-3083
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

平成29年度「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」 の参加者を募集します

一般財団法人日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くされた戦没者遺児を対象に、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

- ▶実施地域 西部ニューギニア、マリアナ諸島、東部ニューギニア、トラック・パラオ諸島、北ボルネオ・マレー半島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・バシー海峡、中国、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島
- ▶参加資格 戦没者の遺児
- ▶参加費 10万円
- ▶申し込み 一般財団法人埼玉県遺族連合会 ☎048-829-2025
- ▶問い合わせ 一般財団法人日本遺族会 ☎03-3261-5521

日本遺産認定記念 夏休み特別企画 足袋をはいて 博物館へ

昨年好評だった「足袋をはいて 博物館へ」を今年も実施します。

足袋を履いて郷土博物館に入館した方に、「こはぜストラップ」を期間中1人1回に限りプレゼントします。和服だけでなく、洋服にも合わせたコーディネートでご参加ください。

▶期 間 7月22日(土)～9月3日(日)
※月曜日は休館

▶参加要件

- 足袋を履くこと(博物館受付で確認させていただきます)
- 博物館に入館すること

▶問い合わせ 同館 ☎554-5911



こはぜストラップ

足袋蔵昔体験セミナー参加者 を募集します

▶日 時 8月5日(土)午後2時～6日(日)午後1時

▶場 所 忠次郎蔵(忍1-4-6)および牧禎舎(忍1-4-11)

▶内 容 忠次郎蔵や牧禎舎に泊まり、昭和初期の子供たちの遊びや生活、影絵大会、うどん打ち、行田の中の昔発見、蚊帳を吊るなどを体験

▶対 象 小学4年生～6年生

▶定 員 25人(応募者多数の場合は抽選)

▶参加費 4,000円

▶申し込み 7月3日(月)～14日(金)に参加者氏名(ふりがな)、学校名、学年、保護者氏名、電話番号(固定・携帯)、住所を明記の上、必ずFAXで足袋蔵まちづくりミュージアム【FAX】552-1010※1人ずつの申し込みとなります

▶問い合わせ 同ミュージアム ☎552-1010(午前10時～午後4時)

夏休み伝統文化体験教室の 受講生を募集します

▶日時・内容など

| 日 時 | 内 容 | 講 師 |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 8月1日(火) 午後1時30分～ 3時30分 | 【はじめての将棋】 将棋のルール、成り立ちについて学びます | 森健一さん (行田市将棋連盟) |
| 8月2日(水) 午後1時30分～ 3時30分 | 【はじめての茶道】 茶道の作法、マナーについて学びます | 加藤洋子さん (行田市お茶の会) |
| 8月3日(木) 午後1時30分～ 3時30分 | 【はじめての書道】 正しい作法で自分の名前を書き上げます | 彩書家 美蓮さん |

▶場 所 中央公民館和室

▶対 象 市内の小学校に通う小学3年生～6年生

▶定 員 各コース25人

▶参加費 無料

▶そ の 他 3つの教室を受講することもできます。「はじめての書道」に参加する方は、学校で使用している書道道具を持参してください。

▶申し込み 7月11日(火)午前9時から直接または電話で中央公民館

▶問い合わせ 同館 ☎556-2649



昨年の夏休み伝統文化体験教室の様子

夏休み一目消防士体験

▶日 時 8月10日(日)午前9時～午後4時30分

▶場 所 消防本部他

▶内 容 レスキュー、放水、応急手当などの訓練や、県防災学習センター(鴻巣市袋30)での地震や暴風の災害体験など

▶対 象 市内の小学4年生～6年生

▶定 員 100人(先着順)

▶参加費 100円(傷害保険料)

▶持ち物 昼食、飲み物

▶申し込み 7月20日(日)～8月4日(金)に直接同本部

▶問い合わせ 同本部総務課 ☎550-2119



市内施設めぐりの参加者 を募集します

夏休み期間中に市内の小学生を対象として「市内施設めぐり」を行います。参加者の皆さんから事前に期日や訪問する施設をお聞きした上で実施しますので、グループ単位で申し込みください。

▶期 日 8月1日(火)～31日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)の1日

▶内 容 市の施設をはじめ、市内に点在する施設を見学し、理解と認識を深めます。

▶対 象 市内の小学生

▶定 員 1組10人以上(保護者または責任者が最低1人同伴のこと)

※応募多数の場合は抽選

※定員に満たない場合は中止

▶参加費 無料(昼食は各自用意)

※施設により入館料が掛かる場合があります。

▶そ の 他 日程により見学できない施設があります。

▶申し込み 7月18日(火)までに代表者の氏名、住所、電話番号、参加人数を明記の上、FAXまたはEメールで広報広聴課【FAX】550-2116【Eメール】koho@city.gyoda.lg.jp※電話での申し込みも可

▶問い合わせ 同課広報広聴担当(内線318)

夏休みの自由研究にピッタリ! 夏休み親子下水道教室

▶日 時 7月25日(火)【午前の部】午前9時～正午【午後の部】午後1時30分～4時30分

▶場 所 元荒川水循環センター(桶川市小針領家939)

▶内 容 下水処理施設を見学し、下水をきれいにする仕組みを学んだり、顕微鏡で微生物を観察したりします。

▶対 象 小学生とその保護者

▶定 員 各回20組40人(先着順)

▶参加費 無料

▶申し込み・問い合わせ 7月3日(月)～14日(金)に電話で(公財)埼玉県下水道公社北部支社庶務担当 ☎048-728-2011

「下水道の目」の集い 水循環センター見学会を開催します

▶日 時 9月9日(土)

【午前の部】午前10時～正午

【午後の部】午後1時30分～3時30分

▶見学場所

| 施設名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 荒川水循環センター(埼玉県下水道公社 荒川左岸南部支社) | 戸田市世目5-37-14 | 048-421-5861 | 048-421-5004 |
| 元荒川水循環センター(埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社) | 桶川市大字小針領家939 | 048-728-2011 | 048-728-2013 |
| 小山川水循環センター(埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社小山川支所) | 本庄市東五十子382-1 | 0495-21-7997 | 0495-25-6831 |
| 新河岸川水循環センター(埼玉県下水道公社 荒川右岸支社) | 和光市新倉6-1-1 | 048-466-2400 | 048-466-2401 |
| 中川水循環センター(埼玉県下水道公社 中川支社) | 三郷市番匠免3-2-2 | 048-952-3351 | 048-952-3354 |
| 古利根川水循環センター(埼玉県下水道公社 古利根川支社) | 久喜市吉羽772-1 | 0480-22-3819 | 0480-22-6727 |

▶申し込み・問い合わせ 9月1日(金)までに電話またはFAXで各施設

第57回「下水道の目」作品コンクール

▶募集作品 ポスター、書道、作文、標語

▶募集対象 【ポスター、書道部門】県内の小学校および中学校に在学する児童・生徒【作文部門】県内の小学校に在学する4年生～6年生の児童および県内の中学校に在学する生徒【標語部門】県内に在住・在勤・在学する方

▶そ の 他 募集要領は埼玉県下水道局ホームページをご覧ください。

▶申し込み 9月13日(水)(必着)までに持参または郵送(標語のみEメール可)で提出してください。【持参・郵送】〒338-0837 さいたま市桜区田島7-2-23公益財団法人埼玉県下水道公社 経営企画課作品コンクール担当【Eメール】master@saitama-swg.or.jp

▶問い合わせ 同公社経営企画課 ☎048-838-8585

児童扶養手当および特別児童扶養手当の現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当を受給している方は現況届を、特別児童扶養手当を受給している方は所得状況届を毎年提出する必要があります。

提出通知を7月下旬に発送しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶ **受付期間**
【児童扶養手当】8月1日(火)～31日(休)
【特別児童扶養手当】8月14日(月)～9月11日(月)
- ▶ **受付時間**
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶ **受付場所** 子ども未来課
- ▶ **問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

ひとり親家庭等児童養育手当現況届の提出をお願いします

ひとり親家庭等児童養育手当を受給している方は、現況届を毎年提出する必要があります。提出通知を7月下旬に発送しますので、期間内に必ず提出してください。

- ▶ **受付日時** 8月1日(火)～31日(休)
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶ **受付場所** 子ども未来課
- ▶ **問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

「つどいの広場」の実施日時・場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施日時・場所が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

- ▶ **変更期間** 7月19日(火)～9月2日(土)※8月14日(月)～16日(火)は休み
- ▶ **変更期間中に実施するつどいの広場**

| 名称 | 所在地 | 電話 | 開設日 | 開設時間 |
|---------------|-------------------|-----------|---------|------------|
| はすのこ ひがし | 児童センター内 | ☎553-2108 | 月～土曜日 | 午前10時～午後3時 |
| みなみかわら さくら | 老人福祉センター 南河原荘隣 | ☎557-0977 | 月～土曜日 | 午前9時～午後2時 |
| さきたま | 埼玉保育園(埼玉4595-1) | ☎559-2433 | 火・水・木曜日 | |

- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当(内線262)

「第4回行田市立図書館を使った調べる学習コンクール」の作品を募集します

図書館では、図書資料を積極的に活用し、問題を解決するための資質や能力を身につけ、その学習成果を表現する力を育むため図書館を使った調べる学習コンクールを実施しています。ぜひ、夏休みを使ってコンクールにチャレンジしてください。

- ▶ **募集期間** 8月1日(火)～9月30日(土)
- ▶ **応募資格** 市内在住の小学生
- ▶ **応募方法** 市内に通学している方は、在学している小学校に提出してください。市外に通学している方は、図書館に提出してください。実施要項は同館で配布しています。

調べる学習説明会

- ▶ **日時** 7月23日(日)
【第1回】午前10時～11時30分(予定)
【第2回】午後2時～3時30分(予定)
※2回とも同内容
- ▶ **場所** 図書館ミーティングルーム
- ▶ **対象** 市内在住の小学生(保護者同伴可)
- ▶ **定員** 2回とも10組程度(先着)
- ▶ **申し込み** 7月15日(土)～20日(木)に直接または電話で同館(18日(火)を除く)

調べる学習の相談日

- ▶ **日時** 7月30日(日)、8月6日(日)・13日(日)
午前10時～午後4時
- ▶ **対象** 市内在住の小学生(保護者同伴可)
- ▶ **その他** 申し込みは不要です。

- ▶ **問い合わせ** 同館 ☎556-4227

夏休みイベント 夏休みは図書館に行こう

図書館では今年の夏も、子供たちが楽しめるさまざまなイベントを用意しています。家族や友だちと図書館で有意義な時間を過ごしませんか。

夏休み体験イベント こども司書チャレンジ～やってみよう！図書館の仕事～

普段利用している図書館ではどんな仕事をしているか、夏休みに体験しませんか。

- ▶ **日時** 8月15日(火)・16日(水)(2日間連続)午前10時～午後4時
- ▶ **場所** 図書館
- ▶ **内容** ①窓口業務(書架整理、貸し出し・返却作業)
②おはなし会の手伝い
③本の企画展示
- ▶ **対象** おおむね小学校高学年(中学生以上不可)※2日間連続でできる方
- ▶ **定員** 5人程度(申し込み多数の場合は抽選)
- ▶ **申し込み** 7月19日(水)～23日(日)に電話で同館
※抽選結果は、7月25日(火)～30日(日)に郵送で通知します。

夏休み映画会

- ▶ **日時** 8月6日(日)午後2時
- ▶ **場所** 中央公民館2階映像ホール
- ▶ **題名** 「あの日、僕らは戦場で」
- ▶ **内容** 沖縄北部のジャングルで米軍と戦った少年兵がいる。30人余りの元少年兵がこれまで秘められてきた事実を語り始めた。証言と新資料から、子供たちが戦争に利用されていった知られざる歴史を、再現アニメを交えて伝える。
- ▶ **対象** おおむね小学5年生以上

おじいちゃん おばあちゃんの玉てばこ

地元の民話や昔話などを聞いたり、昔の遊びを体験したりしませんか。おじいちゃん先生、おばあちゃん先生が教えてくれます。

| 期 日 | 内 容 |
|----------|--------------|
| 7月26日(水) | 絵本とおりがみを楽しもう |
| 7月27日(木) | 昔の遊びを楽しもう |
| 7月28日(金) | 昔話とおもしろ工作 |
| 8月3日(木) | 戦争について考えよう |
| 8月4日(金) | 昔話とおもしろ工作 |

- ▶ **時間** 午後3時～3時30分
- ▶ **場所** 図書館おはなしのへや
- ▶ **対象** 幼児・小学校低学年(おおむね1・2年生)と保護者
- ▶ **その他** 申し込みは不要です。

夜の音色のおはなし会

特別に図書館を開館し、フルートやピアノの生演奏とともに、怖いお話や味わいのある物語の読み聞かせを行います(貸し出し・返却は不可)。いつもと違った特別な雰囲気の図書館をお楽しみください。

- ▶ **日時** 7月30日(日)午後7時30分～8時30分
- ▶ **集合場所** 中央公民館ロビー
- ▶ **対象** 小学生とその保護者(子どもと大人は離れて座ります)
- ▶ **定員** 15組程度(申し込み多数の場合は抽選)
- ▶ **申し込み** 7月15日(土)～21日(金)午後5時(18日(火)を除く)に直接または電話で同館※抽選結果は7月22日(土)・23日(日)に電話で通知します。

- ▶ **問い合わせ** 図書館 ☎556-4227

**ちよっと気になる子どもへの
接し方と育て方講座**

- ▼ **日時** 9月20日(水)午前10時～11時30分
- ▼ **場所** 「みらい」第2学習室
- ▼ **内容** 子どもの育てづらさを抱え悩んでいる保護者に子どもと適切に関わり成長を促す方法を紹介します。
- ▼ **講師** 鈴木智子さん(臨床発達心理士)
- ▼ **対象** 市内在住で中学3年生までのお子さんを持つ保護者の方
- ▼ **定員** 60人(先着順)
- ▼ **申し込み・問い合わせ** 電話で教育研修センター ☎556-6458

**来年度小学校に入学する
お子さんのことでお悩み
の方はご相談ください**

平成30年度に市内小学校へ入学するお子さんの相談を受け付けています。学校生活や学習面で心配事、悩み事がありましたらぜひご相談ください。

- ▼ **受付時間** 午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▼ **問い合わせ** 教育研修センター ☎556-6458

通院・入院時の医療費と食事代の 窓口負担額が減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成29年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・個人番号カードまたは通知カード

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成29年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ

国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

70歳以上の国民健康保険に 加入の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお送りします。医療機関にかかる際は、保険証と高齢受給者証の2枚を提示してください。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割(昭和19年4月1日以前生まれの方は特例措置により1割)となりますので、7月31日(月)までに保険年金課へ申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が2割となる場合

- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】被保険者の平成28年中の収入合計額が520万円未満
- 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】被保険者本人の平成28年中の収入額が383万円未満
- 【同じ世帯に後期高齢者医療制度加入者がいる世帯の方】後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方と被保険者本人の平成28年中の収入合計額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ・個人番号カードまたは通知カード

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

～国民健康保険に加入している70歳以上の方および後期高齢者医療保険に加入している方へ～

高額療養費の自己負担限度額が変わります

8月から、1カ月に医療機関に支払う自己負担限度額が次のように変更となります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。70歳以上75歳未満の方で国民健康保険に加入されていない方は、加入中の健康保険組合へ問い合わせください。

| 所得区分 | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
|---------|-----------------------------|---|
| 現役並み所得者 | 57,600円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降の場合 44,400円) |
| 一般 | 14,000円 (年間限度額 144,000円) | 57,600円 (4回目以降の場合 44,400円) |
| 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

※4回目以降とは、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。

▶その他

- ・高額療養費に該当する世帯には、診療月の約3カ月後に通知しています。
- ・低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請により、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)または同課医療担当(内線226・227)

熱中症から「命」を守りましょう

熱中症とは

熱中症は、暑い環境に長くいることで体の中に熱がたまり、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなることで起こります。

こんな症状のときは熱中症かも

- 【軽度】目まい、立ちくらみ、筋肉のこむら返りがある、手足がしびれる、汗が止まらない、気分が悪い
- 【中度】頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感、意識がなんとなくおかしい
- 【重度】意識がない、けいれん、体が熱い、呼び掛けに対し返事がおかしい、真っすぐに歩けない

市内の状況

市内の救急搬送の状況を見ると、10代と60代以上に多い状況です。20代から50代でも、寝不足や食欲不振、体調不良があると熱中症になりやすくなります。

熱中症かもしれないと思ったら

- ・涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる。
- ・エアコン、扇風機、うちわなどで風を当てる。

- ・脇の下、太ももの付け根などを冷やす。
 - ・飲めるようであれば、水分を少しずつ補給する。
- ※意識がない場合は、救急車を呼びましょう。

小さな子どもは要注意

- 小さな子どもは、地面からの照り返しの熱で、大人よりも高温の環境にいます。さらに、汗腺や体温などの調節機能が未熟で、体にもった熱をうまく外に発散できません。大人が普段から子どもの体調をよく観察して、ちょっとした変化に気がつくように心掛けましょう。
- ・涼しい時間を選んで外遊びをさせ、汗を出す習慣をつけましょう。
- ・規則正しい生活習慣「早寝」「早起き」「朝ごはん」は熱中症予防の基本です。
- ・汗をかく前に水分補給をし、水筒を持ち歩きましょう。
- ・風通しが良い服とつばの広い帽子、保冷剤などを活用しましょう。

▶問い合わせ 保健センター ☎553-0053

みんなでラジオ& ながちか(長親)体操会 ～広げよう!健康の輪～

▶日 時 7月29日(土)午前7時30分～8時30分(午前7時20分集合)

▶場 所 総合公園第2自由広場(雨天の場合は行田グリーンアリーナ)

▶内 容

【ラジオ体操】
全国ラジオ体操連盟公認指導者によるラジオ体操の正しい実技指導を交えながら、参加者全員で実践する。

【ながちか(長親)体操】
指導員が見本を行い、体操の目的や動きの効果について説明と指導を交えながら、参加者全員で実践する。

▶対 象 市内在住の方

▶参加費 無料※事前申し込み不要

▶問い合わせ スポーツ振興課管理担当(内線5325)または高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)



交通遺児等に援護一時金を給付します

埼玉県交通安全対策協議会では、県内在住の交通遺児等を対象に援護一時金を給付しています。交通遺児等とは、保護者(一方または双方)が交通事故(陸海空全ての交通事故が対象)により、死亡または重い障害を負った18歳以下の方をいいます。

▶対 象 平成28年4月1日以降、交通遺児等となった県内在住の18歳以下の方

▶給付額 子ども1人につき10万円(1回のみ)

▶給付時期 11月または平成30年5月

▶申請方法 市役所および学校などで配布する申請書類に必要事項を記入の上、持参または郵送によりみずほ信託銀行浦和支店(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18)

▶申請期限 【11月給付分】8月31日(木)まで
【平成30年5月給付分】平成30年2月28日(木)まで

▶問い合わせ 県防犯・交通安全課 ☎048-830-2958

幼稚園就園奨励費を支給します

市では、幼稚園教育の一層の普及・充実ならびに保護者の負担を軽減するため、市内外の私立幼稚園にお子さんを通園させている家庭に保育料の一部を補助しています。なお、補助金額は市民税の課税額に応じて変わります。

▶申請方法 幼稚園に申請してください(市内の幼稚園には申請用紙を配布済み)。なお、市外の幼稚園へ通園している家庭で、申請していない方は教育総務課にご連絡ください。

▶問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311

認知症サポーター養成講座を受講してみませんか

- ▶日 時 7月20日(木)午後1時30分～3時
- ▶場 所 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶内 容 認知症に対する基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ
- ▶定 員 20人(先着順)
- ▶受講料 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶その他 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」を差し上げます。
- ▶申し込み 7月19日(水)までに直接または電話で地域包括支援センター緑風苑 ☎557-3611
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

火災に遭われた方へ民間賃貸住宅の家賃一部を補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに、家賃の一部を補助しています。

- ▶要件
 - ・火災の原因が、その世帯に属する方の故意によるものでないこと
 - ・火災発生時に市内に住所を有していたこと
 - ・生活保護を受けていないこと
 - ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと
- ▶補助金の限度額
 - 【1人世帯】月額37,000円
 - 【2人以上の世帯】月額44,000円
 ※敷金および礼金などを除きます。また、月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額とします。
- ▶補助金の申請期限
 火災により被害を受けた日から3カ月以内
- ▶補助金交付期間
 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内
- ▶その他
 申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。電話で問い合わせください。
- ▶問い合わせ
 営繕課住宅管理担当 ☎550-1554



介護者教室を開催します

高齢者が在宅で安心して暮らしていけるよう、介護の知識や技術のこつなどを学ぶ教室を開催します。

- ▶日 時 7月25日(火)午前10時～11時30分
- ▶場 所 忍・行田公民館
- ▶内 容 【～楽ちん介護Part 8～心のケア編】
介護うつと落ち込みの違い、基本的な知識からうつにならないような工夫の仕方、セルフチェックなどを専門家と一緒に勉強します。介護者が自分と向き合う時間にもなります。
- ▶講 師 永井栄子さん(西熊谷病院精神保健福祉士)
- ▶対 象 現に介護している方、介護について関心のある方
- ▶定 員 20人(先着順)
- ▶費 用 無料
- ▶持ち物 筆記用具、飲み物
- ▶申し込み・問い合わせ 7月24日(月)までに地域包括支援センターふぁみいゆ ☎558-0088
- ▶この記事に関する問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

市では、平成30年度～32年度を計画期間とする「高齢者保健福祉計画」および「介護保険事業計画」を策定します。そこで、皆さんの意見を反映するため、策定委員会の委員を募集します。

- ▶応募資格
 市内在住で、平日昼間の会議(年4～5回程度)に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。
 - (1)応募日現在、既に本市の審議会などの委員になっている方
 - (2)市職員および市議会議員
- ▶募集人数
 【65歳以上の方】(平成29年4月1日現在、第1号被保険者)…1人
 【40歳以上65歳未満の方】(平成29年4月1日現在、第2号被保険者)…1人
- ▶任 期
 計画の策定が完了するまで
- ▶応募方法
 住所、氏名、年齢、電話番号を記入した書類(様式自由)を7月28日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。
 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課
- ▶選考方法
 応募者多数の場合は、抽選により決定
 ※日時は後日連絡します。
- ▶問い合わせ
 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)

後期高齢者歯科健診が始まります

高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが誤って肺に入り、肺炎を起こすことがあります。毎年1回は歯科健診を受けて、口の中の健康を保ちましょう。

- ▶期 間 7月1日(土)～平成30年1月31日(水)
- ▶内 容 ①歯の状態の確認②口腔衛生状態の確認③歯周疾患の有無④咬合状態の確認⑤嚥下機能の検査
- ▶対 象 後期高齢者医療保険に加入している方(長期入院中の方や特別養護老人ホームへ入所されている方を除きます)
 ※昭和16年4月2日から昭和17年4月1日生まれまでの方は、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの歯科健診の案内を確認し、受診してください。
- ▶費 用 無料(期間内1回のみ、2回目以降は自己負担になります)
- ▶その他 健診の結果、治療が必要な場合には別途治療費が掛かります。
- ▶申し込み
 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診希望者に、受診票、問診票を交付または郵送します。健診は市内の実施医療機関に直接申し込みください。
- ▶問い合わせ
 同課(内線271・272・226)

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日に更新となることから、新しい保険証を7月中旬にお送りします。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。このうち負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(月)までに保険年金課へ申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

- ▶申請により負担割合が1割となる場合
 【同じ世帯に被保険者が2人以上】
 被保険者の平成28年中の収入合計額が520万円未満
 【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】
 ①被保険者本人の平成28年中の収入額が383万円未満
 ②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成28年中の収入合計額が520万円未満
- ▶申請に必要なもの
 - ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶問い合わせ
 同課医療担当(内線226・227)

はつらつ教室に参加してみませんか

「今は元気だから介護予防なんて必要ない」と思いませんか。生き生きと楽しく暮らしていけるよう、元気なときから予防しましょう。なお、はつらつ教室は平成30年2月まで各地域公民館などで開催しています。

熱く楽しく♪カーレット

カーレットとは、氷上のカーリングを室内で机の高さまでできるようにアレンジしたものです。楽しく体と脳を動かしましょう。

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|-------|
| 7月19日(水)午前10時 | 太井公民館 |
| 8月23日(水)午前10時 | 星宮公民館 |

筋力アップのコツ伝授!

転倒を予防するための筋肉を付け、バランス感覚を養いましょう。

| 日 時 | 場 所 |
|-----------------|----------|
| 7月20日(木)午前10時 | 渡柳農村センター |
| 8月1日(火)午前10時30分 | 須加公民館 |
| 8月9日(水)午前10時 | 太井公民館 |
| 8月30日(水)午前10時 | 荒木公民館 |
| 9月7日(木)午前10時 | 桜ヶ丘公民館 |

- ▶対 象
 市内在住のおおむね65歳以上の方
- ▶問い合わせ
 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

これであなたも! 健口マスター

口をきれいに保つことで病気を防ぎ、健康長寿を目指しましょう。

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|----------|
| 9月5日(火)午前10時 | 下忍公民館 |
| 9月15日(金)午前10時 | 百塚自治会集会所 |

知って得する! バランス献立

ちょっとした食事の工夫を覚えて、病気や老化に負けない元気な体をつくりましょう

| 日 時 | 場 所 |
|-----------------|--------|
| 7月19日(水)午前10時 | 荒木公民館 |
| 7月26日(水)午前9時30分 | 佐間公民館 |
| 8月3日(水)午前10時 | 桜ヶ丘公民館 |
| 9月7日(木)午前10時30分 | 須加公民館 |

シャキッと脳を鍛えよう!

脳はたくさん使うと活性化されます。楽しみながら認知症を予防しましょう。

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|---------|
| 9月7日(木)午後2時 | 北河原公民館 |
| 9月12日(火)午前10時 | 忍・行田公民館 |
| 9月13日(水)午前10時 | 長野公民館 |

行田市観光委員会の委員を募集します

市では、観光行政の円滑な運営を図るため、行田市観光委員会を設置しています。この委員会では市長から諮問を受け、観光資源の開発や観光施設の設置、保護改善および宣伝など、観光に関する事項について調査や審議を行います。

このたび、幅広く皆さんの意見を施策に反映させるため委員を募集します。

▶**応募資格** 市内在住・在勤・在学の満20歳以上の方で、平日昼間の会議に出席できる方。なお、次の方は応募できません。

- (1)応募日現在、既に本市の他の付属機関の職にある方
- (2)市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 委嘱した日から2年

▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、勤務先(または学校名)、市の観光に関する考え(400字から800字程度)を記入した書類(様式自由)を7月31日(月)までに持参または郵送により提出してください。
【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課

▶**選考方法** 書類審査の上決定し、結果は応募者全員に通知します。

▶**問い合わせ** 同課観光担当(内線382)

水道管理設後の舗装復旧工事のため交通規制を行います



市では、昨年度に水道管の入れ替えを行った道路の舗装を直す工事を行います。工事期間中は、昼間交通止めによる交通規制を行います。通行の際は工事案内看板並びに誘導員の指示に従ってください。大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶**工事期間** 8月上旬～9月中旬(予定)

▶**工事箇所** 天満地内外(上図参照)

▶**問い合わせ** 水道課工務担当☎553-0131

会社のPRやイメージアップにご活用ください 市ホームページに広告を載せませんか

市では、市ホームページ(トップページ)を広告媒体として活用することにより、財源を確保し、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、バナー広告を募集しています。バナー広告とは、市ホームページ内に表示される有料広告で、広告主の指定するホームページにリンクするものです。

ホームページを開設している企業、事業所、自営業を営む皆さん、月平均71,000件のアクセスがある市ホームページにぜひ広告を掲載してみませんか。

▶**掲載位置** 市ホームページのトップページ下段

▶**規格**

【サイズ】縦60ピクセル×横120ピクセル

【形式】GIF(アニメ不可)、JPEGまたはPNG

【容量】6キロバイト以内

▶**掲載期間** 1カ月単位

▶**申し込み** 次の広告代理店に電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で申し込みください。

※広告料や空き枠数など詳細は広告代理店に問い合わせください。

- ・広告代理店名：株式会社ホープ
- ・所在地：福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7階
- ・電話：092-716-1404
- ・FAX：092-716-1467
- ・Eメール：info@zaigenkakuho.com

▶**問い合わせ** 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

今後の生活設計とキャリアデザイン

シニア世代が充実した生活を送っていくには、一定の収入確保を見据えた生活設計が必要です。生活を設計するために、今後のキャリアをデザインしませんか。

▶**日時** 8月31日(木)

【セミナー】

午前10時～正午(午前9時30分から受け付け)

【個別就職相談会】

①正午～午後0時30分 ②午後0時30分～1時

▶**場所** 羽生勤労者総合福祉センター(ワークヒルズ羽生)1階大会議室(羽生市下羽生1014-1)

▶**講師** 深谷敏夫さん

▶**対象** 原則60歳以上の方

▶**定員**

【セミナー】50人

【個別就職相談会】各回3人

▶**申し込み・問い合わせ** 7月3日(月)～8月30日(木)に電話で埼玉県セカンドキャリアセンター☎048-780-2034

一般コミュニティ助成事業 (宝くじ助成)の申請を受け付けます

一般財団法人自治総合センターは、地域住民の自主的なコミュニティ活動の促進と自治意識の向上を目的に、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品の整備に助成金を交付しています。

▶**対象** 自治会などのコミュニティ組織

▶**助成額** 100万円～250万円

▶**補助率** 10分の10(10万円未満切り捨て)

▶**対象備品** 太鼓、みこし、法被、山車、テント、集会所備品など

▶**その他**

- ・申請書類提出締め切りは、9月中旬までとなります。
- ・提出後、審査を行い助成の可否を決定します。
- ・助成の決定は翌年度となり、決定後、同年度中の事業実施となります。

▶**申請・問い合わせ** 地域づくり支援課自治振興担当(内線251)

サマージャンボ宝くじ発売

今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円。さらにサマージャンボミニ1億円とサマージャンボプチ100万円が同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボ宝くじ

○1等…5億円×20本(発売総額600億円・20ユニットの場合)

○前後賞…各1億円×40本(発売総額600億円・20ユニットの場合)

サマージャンボミニ

○1等…1億円×45本(発売総額270億円・9ユニットの場合)

サマージャンボプチ

○1等…100万円×5,000本(発売総額150億円・5ユニットの場合)

▶**発売期間** 7月18日(火)～8月10日(木)

▶**発売場所** 全国の宝くじ売場

▶**抽選日** 8月20日(日)

▶**問い合わせ** (公財)埼玉県市町村振興協会☎048-822-5004

建築物のアスベスト対策補助制度をご活用ください

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有の恐れのある吹付材の含有調査およびアスベストの除去等工事に対する費用の補助を行う「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業」を実施しています。

民間建築物のアスベスト対策を検討中の方は、お気軽に相談してください。

▶**問い合わせ** 県建築安全課☎048-830-5525

第2回 行田市優秀建設工事技術者 表彰式を行いました



工藤市長から表彰状を受け取った小沢真さん(右)

5月25日、市役所で第2回行田市優秀建設工事技術者表彰式が行われました。これは、市発注工事を優秀な成績で完成させた技術者を表彰することで、公共工事の品質と適正施工の確保を目的とするものです。

今回表彰された小沢真さん(サイカン工業株式会社)は、総合公園多目的グラウンド整備工事の監理技術者として、グラウンドを平らに施工する工夫や、工事現場周辺の歩行者の安全を図りながら無事故で工事を完成させたことが高く評価されました。工藤市長から激励の言葉を受けた小沢さんは「このような形で努力が報われてうれしく思う。また、表彰されるよう頑張りたいです」と抱負を語っていました。

▶**問い合わせ** 契約検査課検査担当(内線224)

耐震診断・耐震改修に関する 補助制度をご活用ください

県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗、福祉施設など多くの方々が利用する建物で一定規模以上の建築物や、災害時に救命活動や物資の輸送を行うための道路を塞いでしまう恐れのある建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修の費用の一部を補助しています。

▶**問い合わせ** 県建築安全課☎048-830-5527

